

台湾への直行便！ 定期チャーター便が就航開始



✈ 就航期間

来年3月27日まで
火、金、日曜日の週3便

✈ 発着時刻

- 高雄発熊本行き(予定)
7:00 発 10:50 着
- 熊本発高雄行き(予定)
11:40 発 13:30 着

✈ 取扱旅行社

JTB九州熊本支店/阪急交通社/九州産交ツーリズム

✈ 助成制度

6人以上の団体利用で阿蘇くまもと空港助成制度を活用すると、一人あたり5,000円の助成を受けることができ、空港内駐車場の料金が無料(上限8,000円)になります。

④阿蘇くまもと空港国際線振興協議会事務局 ☎333-2165
ホームページアドレス
<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/asokumamoto/>

町職員人事異動 平成26年10月1日付

新所属	氏名	旧所属
いきいき長寿課		
高齢者支援係	村田 美保	監査委員
選挙管理委員会		
書記	森崎 大輔	いきいき長寿課
監査委員		
書記	中山 貴文	選挙管理委員会

●11・12月は「滞納処分強化月間」

納付忘れのない安心で便利な口座振替を利用しましょう

町税は、教育・福祉などの住民サービス、道路整備や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりに活用されています。

納付が滞ってしまうと、公共サービスを提供するための財源が不足し、みなさんの生活に影響をおよぼします。そのため、税収入を適正に確保するために、町では法律の規定に基づいて厳格な滞納処分を行っています。未納がある人は早めの納付をお願いします。

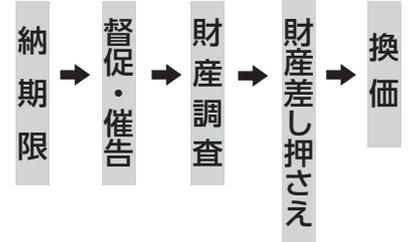
□納税相談日

夜間納税相談 毎週水曜日
午後8時まで(祝日除く)

休日納税相談 毎月第3日曜日
午前9時～午後4時

※失業・事業の経営不振、病気や家庭の事情など、やむをえない理由で税金を納めることが困難な場合は、早めに税務課までご相談ください。

□滞納処分までの流れ



□滞納処分とは

督促や催告で納税をお願いしても納付がない場合に、滞納者の財産(不動産、動産、給料、銀行預金など)を差し押さえて公売するなどして税に充てることです。

滞納処分は国税徴収法の規定に準じて行われるため、本人の承諾は必要ありません。

□延滞金とは

納期限を過ぎても完納されない税金には、その翌日から完納の日までの日数に応じて計算した加算額が課されます。

④役場税務課納税係 ☎286-3116

●第4次益城町行政改革大綱を策定

町行政改革取り組みの3つの基本方針を明示

社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な町政を実現するため、第4次益城町行政改革大綱(平成26～30年度)を10月6日に策定しました。

町行政改革推進委員会(中村 健二会長)から答申を受け、審議し策定した本大綱を基本とし、行政改革に取り組みます。本大綱の策定までの過程や詳細は、町ホームページまたは下記までお問い合わせください。

④役場企画財政課行政改革係
☎286-3223



町行政改革推進委員会からの答申

大綱の3つの基本方針

- ①新しい公共による協働の推進
「住民との協働」
- ②職員の意識改革と業務の改善
「役場が変わる」
- ③選択と集中による効率的・効果的な行財政運営
「公共サービスを変える」